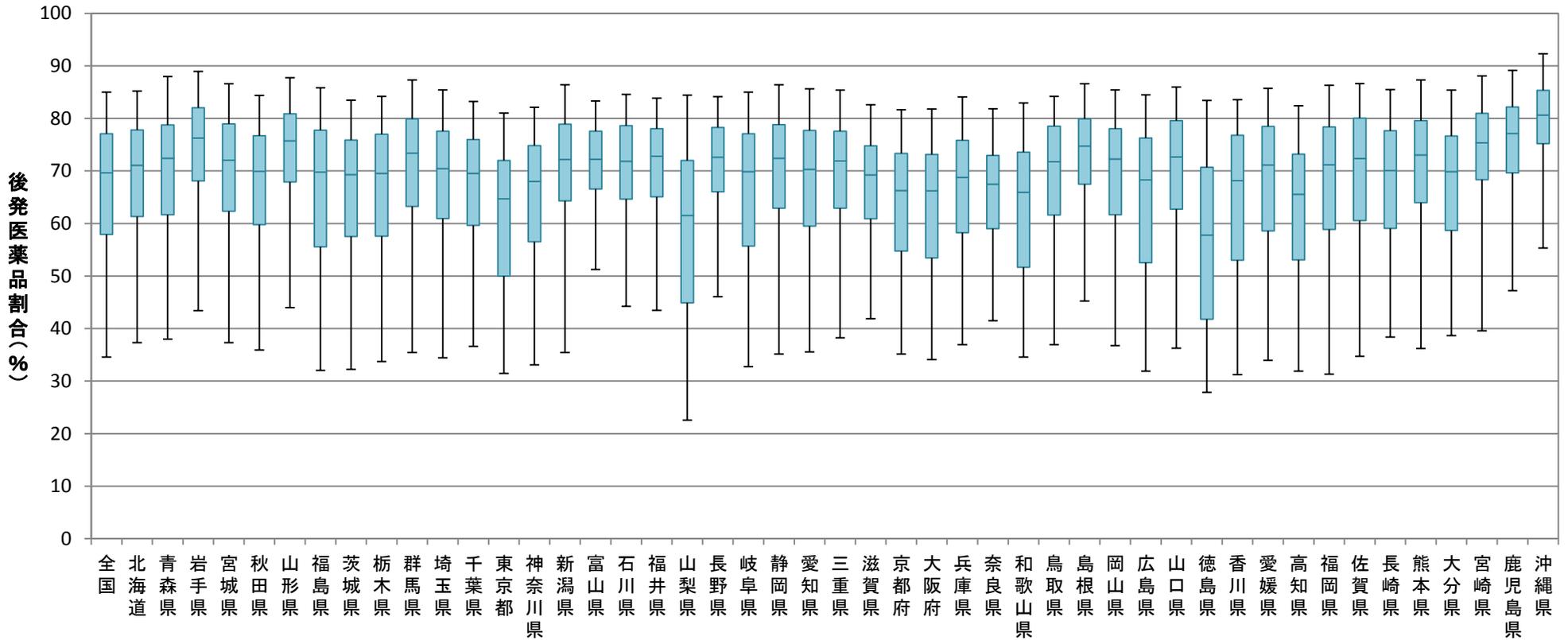


各都道府県における 保険薬局別にみた後発医薬品割合の分布状況

保険局調査課
(平成29年6月)

「調剤医療費(電算処理分)の動向」では、保険薬局の所在する都道府県ごとに集計した後発医薬品割合等を公表しているところであるが、各保険薬局の規模や状況は様々であるため、本資料は保険薬局別にみた後発医薬品割合の分布状況を各都道府県ごとに箱ひげ図でみたものである。

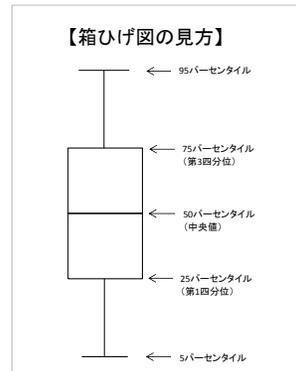
各都道府県における保険薬局別に見た 後発医薬品割合の分布状況（平成28年9月）



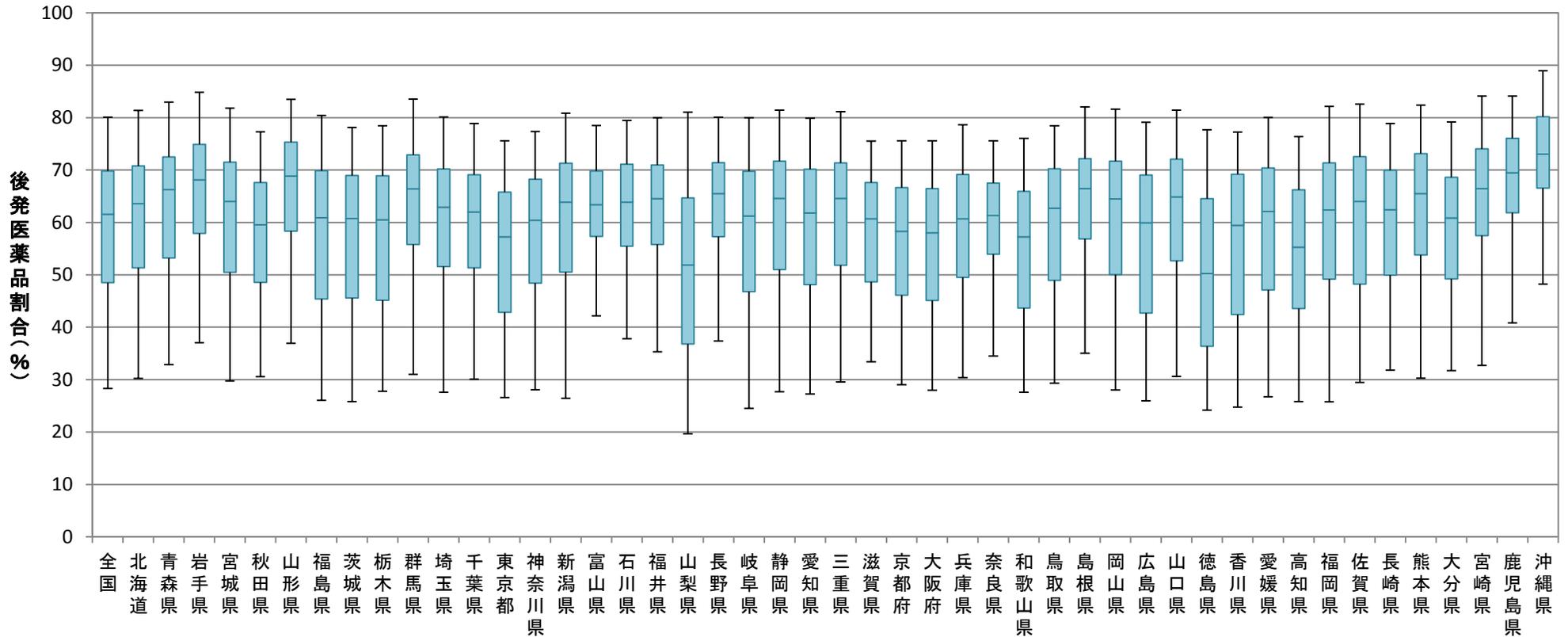
(注1) 各都道府県における、保険請求のあった薬局別に見た後発医薬品割合の分布状況を示している。(平成28年9月調剤分)

(注2) 箱ひげ図の見方は右の図のとおり。

(注3) 後発医薬品割合は数量ベース(新指標)を用いている。



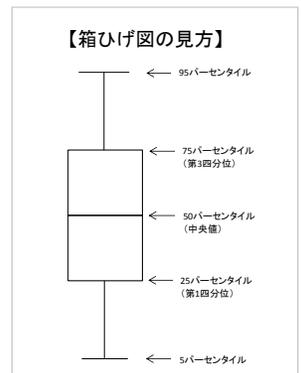
各都道府県における保険薬局別に見た 後発医薬品割合の分布状況（平成27年9月）



(注1) 各都道府県における、保険請求のあった薬局別に見た後発医薬品割合の分布状況を示している。(平成27年9月調剤分)

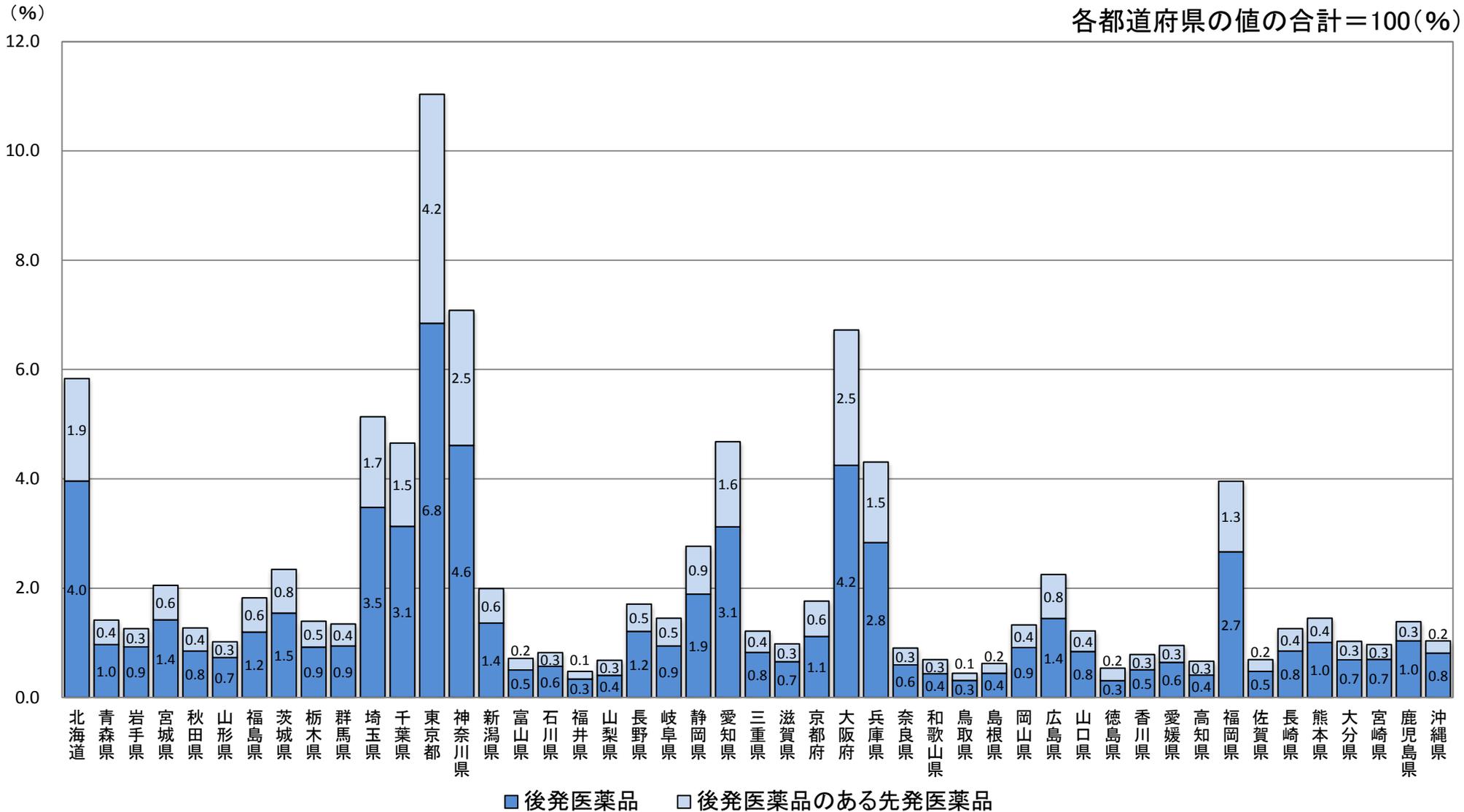
(注2) 箱ひげ図の見方は右の図のとおり。

(注3) 後発医薬品割合は数量ベース(新指標)を用いている。



(参考) 薬剤数量の構成比(平成28年9月)

各都道府県の値の合計=100(%)



■ 後発医薬品 □ 後発医薬品のある先発医薬品

(注1) 全国の全数量(新指標ベース、〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕)に対する各都道府県のシェアを示したものであり、全国計を100(%)としたときの各都道府県の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

(注2) 後発医薬品割合(新指標)は〔後発医薬品の数量〕／(〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕)で算出される。

(注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。